

# 能代山本広域市町村圏組合議会会議録

令和7年2月20日定例会

能代山本広域市町村圏組合議会

能代山本広域市町村圏組合議会会議録（定例会）

令和7年2月20日（木曜日）午後1時56分

出席議員（16名）

1番	今野孝嶺	2番	堺谷直樹
3番	加藤徳良	4番	安井和則
5番	渡邊正人	6番	針金勝彦
7番	畠貞一郎	8番	須藤正人
9番	皆川鉄也	10番	平賀真
11番	大高翔	12番	武田正廣
13番	荒谷要伸	14番	土佐正寛
15番	芦崎達美	16番	加藤彦次郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事会代表理事	齊藤滋宣
理事会代表理事 職務代理者	佐々木文明
理事	田川政幸
理事	堀内満也

職務のために議場に出席した職員職氏名

事務局 長	佐藤清吾
事務局 主幹	幸坂晴二
事務局 次長	西村康徳
総務企画課 参事	工藤久美子
環境衛生課 長	兜森嘉治隆
総務企画課 長補佐	坂田亮
環境衛生課 長補佐	長門研英
消防本部 消防長	泉政樹
消防本部 消防次長	伊藤均
消防本部 総務課 長	杉谷和彦
二ツ井消防署 長	小山内寿
三種消防署 長	田村俊英
八峰消防署 長	藤田信義

---

議事日程第1号

令和7年2月20日（木曜日） 午後2時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 行政財産使用料徴収条例の制定について

日程第5 議案第2号 能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合について

日程第6 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第7 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第6号 能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第7号 令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第6号）

日程第11 議案第8号 令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第9号 令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算

日程第13 議案第10号 令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算

日程第14 議案第11号 令和7年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

---

---

◎議長（安井和則君） ただいまより能代山本広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員は16名であります。

本日の議事日程は、日程表第1号のとおり定めました。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（安井和則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第48条の規定により、5番渡邊正人さん、6番針金勝彦さんを指名いたします。

---

---

日程第2 会期の決定

◎議長（安井和則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

---

日程第3 諸般の報告

◎議長（安井和則君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

この際、理事会代表理事より発言を求められております。よって発言を許します。理事会代表理事。

（代表理事 齊藤滋宣君 登壇）

◎代表理事（齊藤滋宣君） 能代山本広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たり、提出議案の説明に先立ち、その後の事務事業の状況等について御報告いたします。

初めに、能代山本スポーツリゾートセンターアリナス運営費への予備費充用についてであります。去る1月4日の仕事始めに職員が出勤したところ、温水プール棟南側の通路から水が湧き出ていることを発見しました。調査の結果、温水プールへの50ミリ給水管からの漏水でありました。さらにこの漏水により、ろ過ポンプ等に大きな負荷がかかり、そのまま放置すると、ろ過循環装置全体が停止し、温水プールの利用ができなくなるおそれがありました。これらに早急に対応するため、156万円を予備費から充用の上補修し、1月8日に復旧しております。

次に、高齢者交流センターおとも苑送迎バスによる物損事故についてであります。去る1月18日に生きがい支援サービス利用者を迎えに行く際、物損事故を起こす事案がありました。能代市宇下瀬地内でバスを方向転換のため後進させたところ、雪の陰にあった民家の屋外門柱灯に接触し、破損させたものであります。この

事故によるけが人はありませんでしたが、このような小さな事故から大きな事故につながることから、全職員に対し運転時の注意喚起をしたところであります。なお、当該門柱灯の修理は済んでおり、相手方と示談が成立したため、本日配付の報告第1号で報告させていただいております。

次に、一般廃棄物処理施設整備事業についてであります。現在、プラント設備工事や地上部分の建設工事等を進めております。1月末時点の工事全体進捗率は50.6%となっており、令和8年4月の稼働に向け、引き続き安全に配慮して円滑に工事を進めてまいります。

次に、昨年1年間の当圏域における火災発生件数及び救急出場件数について申し上げます。火災発生件数は18件で、前年と比較して11件の減、市町別では、能代市9件、三種町7件、八峰町2件となっております。火災種別では、建物火災が15件、林野火災が2件、その他火災が1件で、亡くなられた方は4名となっております。救急出場件数は3,621件で、前年と比較して239件の減、市町別では、能代市2,485件、藤里町135件、三種町713件、八峰町288件となっております。事故種別では、急病が2,643件で最も多く、次いで一般負傷が455件となっております。

次に、本日提案しております議案の概要について御説明いたします。

議案第1号、行政財産使用料徴収条例の制定は、地方自治法第225条の規定に基づき行政財産使用料を徴収するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第2号、能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合については、一般廃棄物処理施設の供用開始後、南部清掃工場及び北部粗大ごみ処理工場を解体するため、当該事業費の負担割合を定めようとするものであります。

議案第3号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正は、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、職員の扶養手当の額の改定等をしようとするものであります。

議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大等をしようとするものであります。

議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条文を整理しようとするものであります。

議案第6号、能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例の一部改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、引用条文を整理しようとするものであります。

議案第7号は、令和6年度一般会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ1007万8000円を減額し、補正後の総額を87億2509万7000円とするものであります。

歳入は、歳出の減額による負担金の減額で、歳出は、燃料費、光熱水費の追加、県北地区広域汚泥資源化事業負担金の負担割合増に伴う負担金の増額のほか、委託料や工事請負費等の契約差金の整理による減額が主なものであります。

議案第8号は、令和6年度特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算案で、歳入歳出それぞれ3,995万円を減額し、補正後の総額を3億6548万3000円とするものであります。

歳入は、特別養護老人ホーム運営基金繰入金の減額で、歳出は、燃料費の追加、予備費の減額等であります。

議案第9号は、令和7年度一般会計予算案で、歳入歳出それぞれ109億8367万円の計上で、前年度比較では23億6022万2000円、27.4%の増となっております。歳入の市町負担金は91億8696万3000円で、歳入全体に占める割合は83.6%、歳出の衛生費及び消防費の合計は96.0%となっております。

歳出の主なものは、一般廃棄物処理施設整備事業費75億4229万5000円、衛生3施設の運営費9億4428万5000円、消防費19億9583万4000円であります。

議案第10号は、令和7年度特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算案で、歳入歳出それぞれ3億6275万8000円の計上で、前年度比較では1650万4000円の増となっております。

議案第11号は、令和7年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算案で、歳入歳出それぞれ164万3000円の計上で、歳出では、一般社団法人あきた白神ツーリズムへの運営費補助金等を計上しております。

以上、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） この際、暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

---

午後2時08分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第4 議案第1号 行政財産使用料徴収条例の制定について

◎議長（安井和則君） 日程第4、議案第1号行政財産使用料徴収条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第1号行政財産使用料徴収条例の制定について御説明いたします。本案は、地方自治法第225条の規定に基づき行政財産使用料を徴収するため、条例を制定しようとするものであります。

初めに、条例制定に至った経緯についてであります。これまで行政財産を貸し付けた場合は、能代市の行政財産使用料徴収条例に準じた取扱いを行い、その収入については、財産収入に計上してきたところであります。今年度の定期監査において監査委員から、条例を制定して使用料に計上すべき旨の指導があったことから、本条例を制定することとしたものであります。

では、条文についてであります。第1条は使用料の徴収、第2条は使用料の額についての規定です。これまでは、貸付け行政財産の所在市町にかかわらず能代市の条例に準じた金額としておりましたが、当該行政財産の属する市町の行政財産使用料徴収条例に合わせ、均衡を図ることといたしました。

第3条は使用料の減免、第4条は委任規定であります。

附則において、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。以上、

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

---

日程第5 議案第2号能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合について

◎議長（安井和則君） 日程第5、議案第2号能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第2号能代山本広域市町村圏組合事業経費の負担割合について御説明いたします。本案は、現在建設中の一般廃棄物処理施設の供用開始後、南部清掃工場及び北部粗大ごみ処理工場を解体するため、当該事業費の負担割合を定めようとするものであります。

1、ごみ焼却施設です。事業名、南部清掃工場解体事業費（実施設計経費を含む）。経費の負担割合は、人口割100分の100。負担する市町は、組合を構成する全市町であります。次に2、粗大ごみ処理施設です。事業名、北部粗大ごみ処理工場解体事業費（実施設計経費を含む）。経費の負担割合は、人口割100分の100。負担する市町は、能代市、三種町、八峰町であります。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） ちょっとつまらない質問でございますけれども、ごみ焼却施設南部清掃工場解体事業費は組合を構成する全市町と、こういうことになっていきます。粗大ごみの処理施設、これは、北部粗大ごみ処理施設解体事業費は、能代、三種、八峰と、こういうことになっております。粗大ごみの場合は藤里町が入っていなかったということで、解体費用は発生しないということで理解できるかと思うのですけれども、今後藤里町のほうでも新しいものには参加されるのではないかなと思うのですけれども。例えばいろいろな施設の事業があった場合にですね、各構成市や町がその事業に参加する、参加しないというのは自由なのでしょうか。その部分だけちょっと確認してお伺いしたいと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。ただいまの件につきましては、それぞれの事業の種類によって各市町のそれぞれの判断で参画するしないというのが決まることとなります。以上です。

◎議長（安井和則君） 7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） そうしますと、各市町がその事業に参加するか参加しないかは自由だと。その町市の判断だということになった場合ですね、何かの事業をやるときに大多数で賛同を得ればやるし、全会一致で否決されればやらないと、そういう形になるのではないかなと思うのですけれども。それで広域市町村圏組合の存在意義というものはここでどういうものなのかというのは私、非常に疑問に思うのですけれども、その辺についてはどういう御見解をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。本組合の共同事業を行う場合は、構成市町それぞれの議会の意思で事業を行うこととなります。基本的には全市町が参画するような事業をすることとなるのでしようけれども、仮にどこかが抜けるということになる場合にも、それも全ての構成市町で了承を得られた場合は理論的には可能ということになるかと思えます。以上です。

◎議長（安井和則君） 7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 3回目ですので、前ですね、私こういう質問をしたことがあります。各市や町の議会の始まる前に予算が出て、議決していいのですかと。各市や町の意味が出ない前に議決して、これが全体の意思だということでもいいのですかという質問をしたら、別にそれは法的には構わないということだったのですけれども。今もしこの場で賛同すれば、市や町の意味というのは現実的に先ほどの説明では市や町の議会が納得するかどうかで決まるのだというお話だと、非常に言っていることが矛盾するのではないかと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 先ほどお答えしたものは、事業そのものに参加するしないに対する答弁でありまして、今畠議員がおっしゃられたのは予算のことだろうと思えますので、予算はまた別であると思えます。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

この際、採決の前に申し上げます。本案は、組合同規約第7条の2に規定する粗大ごみ処理施設に係る3市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決する特別議決事件であります。



これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

---

日程第6 議案第3号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

◎議長(安井和則君) 日程第6、議案第3号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) 議案第3号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明いたします。本案は、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、職員の扶養手当の額の改正等をしようとするものであります。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る扶養手当を引き上げようとするものです。

第2条は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第8条第1項関係で、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う引用条文の整理、また、第8条第2項関係で、特定任期付職員の令和7年に支給する期末手当の各期の支給割合を0.95月分引き下げるとともに、新たに勤勉手当を支給することとし、令和7年6月以降に支給する勤勉手当の各期の支給割合を0.875月分とするものであります。

第3条は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正で、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、附則に規定する引用条文を整理しようとするものであります。

附則第1項において、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。第2項は、令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置を、第3項は規則への委任を定めております。以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎議長(安井和則君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

---

---

日程第7 議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

◎議長（安井和則君） 日程第7、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明いたします。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大等を行うものであります。

主な内容であります。第8条の3関係では、育児を行う職員の早出・遅出勤務の要件を緩和、また、第8条の4関係では、時間外勤務の制限を請求できる対象を、「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大するものであります。

附則において、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

---

---

日程第8 議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

◎議長（安井和則君） 日程第8、議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第5号育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条文を整理しようとするものであります。

附則において、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

---

日程第9 議案第6号能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

◎議長（安井和則君） 日程第9、議案第6号能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第6号能代山本広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、引用条文を整理しようとするものであります。これは、日当及び宿泊料の支給に係る旅行地の区分について、法律改正により内容が大幅に変更となることから、改正前の同法の規定を引き続き引用するため、条文を整理しようとするものであります。

附則において、この条例は令和7年4月1日から施行するとしております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 恐らくこれを見ただけでは具体的にどのようなものなのかちょっとよく分からないですけれども、今各地でホテル代が上がったりとか価格高騰だったりとか、いろいろな事態があって出張するにも非常に職員の方々も不便を強いられているのではないかなと想像いたします。そうしますとこれは具体的にはどういうことなのでしょう。旅費の規定を上げるということで、具体的にはどういうことなのか、その辺ちょっとお伺いできればと。ましてやこれ自体を今年4月1日から施行するということですから、その辺の部分具体的にどういうことなのかお知らせください。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。国の法律の改正の内容を見ますと、これまで宿泊時の旅費にあった日当が宿泊手当となること、それから宿泊地の区分による宿泊料が上限付きの実費支給となること、あるいはパック旅行やスマホ等の予約で安くなるようなケースについて、これまで旅行者本人に旅費を支払っていたものを、今度直接旅行会社やクレジット会社に払えるようにするなどの改正なのですが、非常に複雑なものですから、これについては県のほうでも改めて7年度に

入ってから改正を予定しておりますので、当面の間は国の改正の前の法律を適用しようということで今回、改正前の法律をそのまま適用するという条例改正内容になります。以上です。

◎議長（安井和則君） 7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 先ほども申し上げましたように、旅費だとかその部分はホテル代が上がっているだとか、それは実感として非常に感じておりますので、別にその金額が上がるだとか何とかに対して私が反対だとか、そういう話ではなくてですね、これが令和7年4月1日から施行するとなっているわけですから、やはりこの時点でですね、確かに県の方でまだ手間取っているかもしれませんが、具体的にこうだというものを出していかなければ、最終的に予算の問題ですから。この辺は具体性をもって説明したほうがいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

◎議長（安井和則君） 事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） お答えいたします。この件に関しましては、秋田県でも能代市でも令和7年度中に国に準じた改正するかどうかを検討するというございだったので、本組合は通常能代市の条例を参考に検討させていただいておる関係で、今回は議員がおっしゃるような改正を今回はしないで新年度になってから検討することとしております。以上です。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

---

---

日程第10 議案第7号令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第6号）

◎議長（安井和則君） 日程第10、議案第7号令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第7号令和6年度能代山本広域市町村圏組合一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。条文の第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1007万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億2509万7000円と定めております。

予算の内訳は事項別明細書で御説明いたします。歳入であります、1款分担金及び負担金1項負担金は1007万8000円の減額で、その内訳は2目民生費負担金75万6000円の減、3目衛生費負担金432万3000円の減、4目消防費負担金499万9000円の減で、清掃工場及び衛生処理場の運営費負担金の減額等によるものであります。

歳出であります、3款1項1目高齢者交流センター運営費は67万7000円の追加で、燃料費、光熱水費の追加、2目介護認定審査会運営費は75万6000円の減額で、審査会開催実績による整理であります。

4款2項2目南部清掃工場運営費は59万7000円の減額で、大気汚染負荷量賦課金の整理、3目北部粗大ごみ処理工場運営費は105万6000円の減額で、使用済小型電子機器等運搬業務委託の運搬回数の減による整理、4目中央衛生処理場運営費は65万2000円の追加で、施設運転管理等業務委託料の契約差金の整理、県北地区広域汚泥資源化事業負担金の負担割合の増による追加等であります。

5款1項1目本部費は213万3000円の減額で、契約差金の整理のほか、消防学校入校経費等の整理等、2目署費は36万5000円の追加で、燃料費の追加のほか、消火用資機材等の契約差金の整理等、3目消防施設費は144万5000円の減額で、はしご車オーバーホールの契約差金の整理であります。

6款1項1目広域交流センター運営費は22万1000円の追加で、燃料費、光熱水費の追加、2項1目スポーツリゾートセンター運営費は47万8000円の追加で、燃料費の追加であります。

7款1項1目予備費は648万4000円の減額で、今回の補正予算の追加分の財源に充当したことによるものであります。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

この際、採決の前に申し上げます。本案は、組合規約第7条の2に規定する粗大ごみ処理施設に関係する3市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決する特別議決事件であります。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

---

日程第11 議案第8号令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第3号）

◎議長（安井和則君） 日程第11、議案第8号令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。当

局の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) 議案第8号令和6年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。条文の第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,995万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6548万3000円と定めております。

予算の内訳は事項別明細書で御説明いたします。歳入であります。3款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は5万円の追加で、特別養護老人ホーム運営基金運用利子であります。

5款繰入金1項繰入金は4,000万円の減額で、特別養護老人ホーム運営基金繰入金であります。

歳出であります。1款1項1目特別養護老人ホーム運営費は132万1000円の追加で、燃料費の追加のほか旅費等の整理であります。

2款1項1目特別養護老人ホーム運営基金積立金は5万円の追加、4款1項1目予備費は4132万1000円の減額で、基金繰入金の減額分4,000万円と、歳出の追加補正の財源充当分であります。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長(安井和則君) 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(安井和則君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

---

日程第12 議案第9号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算

◎議長(安井和則君) 日程第12、議案第9号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤清吾君 登壇)

◎事務局長(佐藤清吾君) 議案第9号令和7年度能代山本広域市町村圏組合一般会計予算について御説明いたします。条文第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億8367万円と定めております。また第2項において、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。第2条で継続費は、第2表継続費によるとし、また第3条で債務負担行為は、第3表債務負担行為によるとしております。第4条で歳出予算の流用について定めております。

第2表継続費であります。新たに南部清掃工場及び北部粗大ごみ処理工場の解体事業費として、調査及び解体工事実施設計業務委託料を計上しております。7年

度は契約のみであるため年割額はゼロで、支払いをする8年度にそれぞれ年割額を計上しております。

また、その下の第3表債務負担行為であります。中央衛生処理場運営費の運転管理業務委託料について、現在の債務負担行為の期間が令和7年度で切れるため、新たに、期間を令和8年度から12年度まで、限度額を5億6573万円に設定しようとするものであります。

次に、予算の内容について事項別明細書により御説明いたします。歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金は91億8696万3000円の計上で、1目事務費負担金6899万2000円、2目民生費負担金1億743万7000円、3目衛生費負担金68億6106万5000円、4目消防費負担金19億4914万8000円、5目教育費負担金2億32万1000円であり、項目及び負担割合は説明欄のとおりです。

2款使用料及び手数料1項使用料は1億2663万円1000円の計上で、1目民生使用料1008万4000円、2目衛生使用料6755万4000円、3目消防使用料4万4000円、4目教育使用料4894万9000円であり、施設の内訳は説明欄のとおりです。2項手数料は89万4000円の計上で、危険物規制事務等手数料です。

3款国庫支出金1項国庫補助金は16億4350万4000円の計上で、1目衛生費国庫補助金16億1564万7000円は循環型社会形成推進交付金、2目消防費国庫補助金2785万7000円は緊急消防援助隊設備整備費補助金です。

4款財産収入1項財産運用収入は1万8000円の計上で、土地建物貸付収入です。

5款繰越金1項繰越金は200万円の計上で、前年度繰越金です。

6款諸収入1項受託事業収入は3万5000円の計上で、要介護認定審査及び判定受託事業収入です。2項預金利子は1,000円の計上です。3項雑入は2362万4000円の計上で、内訳は消防学校教務職員派遣費用負担金等であります。

次に歳出であります。1款議会費1項議会費は199万9000円の計上で、報酬、視察研修旅費等です。

2款総務費1項総務管理費は6817万3000円の計上で、1目一般管理費が6,531万円で、職員人件費のほか、需用費等事務費、出納事務電算処理業務委託負担金等です。2目企画費が286万3000円で、広域広報印刷費等です。2項監査委員費は7万7000円の計上で、報酬及び意見書印刷費です。

3款民生費1項社会福祉費は1億1946万3000円の計上で、1目高齢者交流センター運営費が8382万5000円で、職員人件費のほか、施設用燃料費、光熱水費、保守点検委託料、各種リース料等です。2目介護認定審査会運営費が3563万8000円で、職員人件費のほか、コピー機リース料等です。

4款衛生費1項保健衛生費は2,628万円の計上で、在宅当番医制実施事業委託料及び救急当番病院事業補助金です。2項清掃費は85億1834万9000円の計上で、1目衛生総務費が3176万9000円で、職員人件費のほか、需用費等事務費、2目南部清掃工場運営費が4億1893万5000円で、職員人件費のほか、施設用光熱水費、運転管理等業務委託料、焼却灰等処分業務委託料、定期点検補修工事費等です。3目北部粗大ごみ処理工場運営費が9488万1000円で、職員人件費のほか、施設用光熱水費、運転管理等業務委託料、破碎残さ運搬業務等委託料です。4目中央衛生処理場運営費

が4億3046万9000円で、施設用光熱水費、運転管理等業務委託料、定期点検補修工事費、県北地区広域汚泥資源化事業負担金等です。5目一般廃棄物処理施設整備事業費が75億4229万5000円で、職員人件費のほか、設計・施工監理業務委託料及び焼却灰等運搬処分等業務委託料、施設建設工事費等です。

5款消防費1項消防費は19億9583万4000円の計上で、1目本部費が3億2908万5000円で、職員人件費のほか、消防緊急通信指令施設保守業務委託料、救急救命士養成研修受講費等です。2目署費が15億8652万9000円で、職員人件費のほか、各署の需用費、役務費、消火用資機材購入費等です。3目消防施設費が8,022万円で、耐震診断業務委託料、災害対応特殊消防ポンプ自動車及び救助用資機材購入費等です。

6款教育費1項社会教育費は3638万1000円の計上で、広域交流センターに係る職員人件費のほか、施設用光熱水費、保守点検業務委託料、エアコン・室外機更新工事費等です。2項保健体育費は2億1511万4000円の計上で、スポーツリゾートセンターに係る職員人件費のほか、施設用燃料費、光熱水費、保守点検業務委託料等です。

7款予備費1項予備費は200万円の計上です。そのほか、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書を記載しております。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（安井和則君） これより質疑を行います。まず条文及び歳入全部について質疑を行います。7番 畠 貞一郎さん。

◎7番（畠 貞一郎君） 1点だけ確認のためにお伺いしたいのですが、消防費負担金で、消防の場合にですね、均等割が5%、人口割が50%、消防費基準財政需要額割というものが40%でありまして、出火件数・救急出動件数割というのは、これはそれぞれの市町の割合でやるものではないかなと思うのですが、例えばまず今いろいろ工事現場で事故があった場合にですね、その町だとか関係ない部分の出動というものもあると思うのですが、例えば風力発電だとかそういうものでほかの地域から来た工事があったりする場合は事故とか、そういう救急の出動だとかの場合には、これはどういうカウントの仕方をしているものなのかお知らせ願いたいと思います。それと消防基準財政需要額割というものはどういうものなのかお知らせ願いたいと思います。

◎議長（安井和則君） 消防長。

（消防長 泉政樹君 登壇）

◎消防長（泉政樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。出火件数・救急件数の割合、件数でありますけれども、各管轄、能代、二ツ井、三種、八峰の救急出場、火災出場で出動した件数で割合を決めますのでよろしく申し上げます。基準財政需要額の割合ですけれども、これは交付税、消防費の交付税の割合、各市町で幾ら入っているかというその割合で決めていきますので、そのような予算の取り方をしております。以上であります。

◎議長（安井和則君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
次に歳出全部について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

この際、採決の前に申し上げます。本案は、組合規約第7条の2に規定する粗大ごみ処理施設に係る3市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で決する特別議決事件であります。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

---

日程第13 議案第10号令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算

◎議長（安井和則君） 日程第13、議案第10号令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第10号令和7年度能代山本広域市町村圏組合特別養護老人ホーム運営事業特別会計予算について御説明いたします。条文第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6275万8000円と定めております。また、第2項において、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。第2条で一時借入金の最高額を1億円としております。

予算の内容については、事項別明細書により御説明いたします。歳入であります。1款サービス収入1項介護給付費収入は2億2473万7000円の計上で、1目施設介護サービス費収入2億475万6000円、2目居宅介護サービス費収入1998万1000円です。2項自己負担金収入は5225万8000円の計上です。

2款財産収入1項財産運用収入は10万円の計上で、基金運用利子です。

3款寄附金1項寄附金は1,000円の計上です。

4款繰入金1項繰入金は8448万8000円の計上で、特別養護老人ホーム運営基金繰入金です。

5款繰越金1項繰越金は50万円の計上で、前年度繰越金です。

6款諸収入1項受託事業収入は4万6000円の計上で、要介護認定調査受託事業収入です。2項雑入は62万8000円の計上で、内訳は給食費繰替金戻入等です。

次に歳出であります。1款民生費1項社会福祉費は3億6214万円の計上で、職員人件費のほか、施設用需用費、当直業務委託料等です。

2款基金積立金1項基金積立金は10万円の計上です。

3 款公債費 1 項公債費は 1 万 8000 円の計上で、一時借入金利子です。

4 款予備費 1 項予備費は 50 万円の計上です。そのほか、給与費明細書を記載しております。以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

---

---

日程第 1 4 議案第 1 1 号令和 7 年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算

◎議長（安井和則君） 日程第 14、議案第 11 号令和 7 年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算を議題といたします。当局の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤清吾君 登壇）

◎事務局長（佐藤清吾君） 議案第 11 号令和 7 年度能代山本ふるさと市町村圏基金特別会計予算について御説明いたします。条文第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 164 万 3000 円と定めております。また第 2 項において、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算によるとしております。

予算の内容については事項別明細書により御説明いたします。歳入であります、1 款財産収入 1 項財産運用収入は 109 万 8000 円の計上で、ふるさと市町村圏基金運用利子です。

2 款繰越金 1 項繰越金は 54 万 5000 円の計上で、前年度繰越金です。

次に歳出であります、1 款商工費 1 項商工費は 112 万 2000 円の計上で、一般社団法人あきた白神ツーリズム運営費補助金等です。

2 款予備費 1 項予備費は 52 万 1000 円の計上です。以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（安井和則君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（安井和則君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決しました。

た。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 0 分 休憩

---

午後 3 時 0 1 分 再開

◎議長（安井和則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

---

◎議長（安井和則君） 本定例会は、提出議案の全部を議了いたしましたので、これをもって閉会いたします。

午後 3 時 0 1 分 閉会

---

---

令和 7 年 2 月 2 0 日

能代山本広域市町村圏組合議会

議 長 安 井 和 則

署 名 議 員 渡 邊 正 人

署 名 議 員 針 金 勝 彦